

## 平成30年1月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(H 30.4)

	地方海難審判所(全国8か所) 27件
事件種類(件)	衝突11, 乗揚11, 衝突(単)2, 施設等損傷2, 遭難1
関係船舶(隻)	漁船13, モーターボート12, 遊漁船3, 貨物船3, 瀬渡船2, 作業船, 押船, 起重機船, 警戒船, 油送船及びヨット各1

平成30年1月中に言い渡された裁決27件のうち、1件[漁船の防波堤衝突事件:函館地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu\\_kako/30nen/1hd/hd3001/29hd013.pdf](http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/30nen/1hd/hd3001/29hd013.pdf)

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

### 重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難の概要】 漁船A(19トン)は、夜間、北海道様似港を出航中、西防波堤の南東端に衝突した。

【発生日時】 平成28年11月26日 05時05分

【発生場所】 北海道様似港

【死傷者】 なし

【損傷等】 ステムに破口と亀裂を生じたが、後に修理された。

### 《原因》

出航する際、船位の確認が不十分で、緩やかに右転しながら西防波堤に向かっていることに気付かないまま進行した。

《懲戒》 船長：戒告

### 《関連する事項》

- ・A船の操舵装置は、電気系統の不具合から、リモコンを舵中央の位置としても、右舵が数度とられる状態であったので、これまで少し左舵をとるなどして船首方向を調整していた。
- ・船長は、本件時、リモコンを舵中央として、手動操舵で進行していた。
- ・船長は、港内を確認するためレーダーレンジを0.5海里に切り替えたところ、海面反射が激しくて西防波堤が判別できなかったため、海面反射抑制(STC)のつまみを操作して、調整を始めた。

### 《原因の背景》

- ・船長は、リモコンで舵中央にしても、船首が右に回頭することを忘れていた。
- ・船長は、STCの調整を行うことに気をとられて、GPSプロッターを見るなどして船位の確認を十分に行わなかったため、緩やかに右転しながら、西防波堤に向かっている状況に気付かなかった。

